

# 交通いばらき

IBARAKI TRAFFIC SAFETY

No.200  
2024.1

編集・発行

一般財団法人 茨城県交通安全協会(茨城県交通安全活動推進センター) 曾雌 哲雄  
〒310-0846 水戸市東野町260番地 TEL 029(247)3355(代表) FAX 029(247)3357 <http://www.ibaankyo.or.jp>

謹賀新年



霞ヶ浦

小五峰土曾枝渡市奥久阿洪宮系谷長橋小丹宮富菊秋海内平田  
川島 田雌 辺塚沢田部谷本賀川島本沼 本田池山野田塚山  
一貞英武哲 國不恒英守秀秀祥康由晃幸誠一千保信藤雅尚東  
成一雄利雄守男夫男世男雄光治一延壽治郎夫松裕夫男惠二湖  
(取)(古)(常)(結)(桜)(下)(筑)(つ)(石)(土)(稲)(牛)(龍)(行)(神)(鹿)(銚)(高)(日)(大)(太)(大)(那)(ひ)(た)(ち)(な)(か)(水)  
境 く ケ 戸  
手(河)総城川妻西ば岡浦敷久崎方栖嶋田萩立子田宮珂(間)

各地区交通安全協会会長

(一財)茨城県交通安全協会  
専務理事 會長 曾雌 哲雄  
大浦 光幸

本年もよろしくお願ひ申し上げます

# 新年のごあいさつ



(一財)茨城県交通安全協会会長

曾 雌 哲 雄



新年明けましておめでとうございます。

県民の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。皆様には、平素から

当協会の運営と各種交通安全活動の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

また、茨城県、茨城県警察、茨城県交通安全母の会連合会をはじめ、県老人クラブ連合会など関係機関団体の皆様、地域の交通ボランティアの方々には、ご支援、ご協力を賜り、またそれぞれの各分野においてご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

さて昨年は、5月8日から新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴い、各種イベントが再開され、当県においても4年ぶりに子供自転車大会が開催されるなど、県内各地域の社会経済活動も活発な動きが見られました。

一方、人々の活動も活発となったことから、茨城県内の交通事故の発生状況も、発生件数、死者数・負傷者数とも増加し、交通事故死者数は93名で、全国ワースト10位と残念ながら2年連続でワースト10入りとなってしまいました。

内訳を見ましても、高齢者が犠牲となる死亡事故が約5割を占め、高齢者に対する交通事故防止対策が喫緊の課題の一つとなっております。

当協会におきましては、このような交通情勢を踏まえ、本年も皆様のご指導、ご支援を賜りながら、関係機関・団体と協力し、

○子どもと高齢者の交通事故防止

○飲酒運転の根絶

○歩行者の保護

○自転車の安全利用の推進（ヘルメット着用の推進）等を重点的に活動して参りたいと考えております。

当協会は、高齢者をはじめ県民全ての皆様が安全で快適な生活が過ごせるよう「交通事故ゼロ」を目指し、今後も交通安全活動に邁進して参ります。

当協会の活動は、県民の皆様を支えていただくことにより実現できるものでありますので、今後も益々のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして、安全で健やかであることをご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

茨城県警察本部長

一 瀬 圭 一



新年明けましておめでとうございます。

茨城県交通安全協会の皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様には、平素から交通安全活動はもとより、警察行政の各般にわたりまして、御理解と御協力を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年の県内における交通事故状況を見ますと、発生件数は6,492件で、前年比で3.5%（221件）増加しましたが、交通事故死者数は前年比2人増となる93人に抑えることができました。これは、貴協会をはじめとする交通関係機関・団体と警察が一致協力して交通事故防止を強力に推進してきた成果であり、皆様の御尽力に対し改めて感謝を申し上げます。

県警察では、死亡事故の最大の原因が前方不注意であることに着目し、昨年6月から「巡回連絡を通じた反射材の貼付活動」、「横断歩行者妨害の取締りの徹底」等の対策を推進してまいりました。

反射材の貼付活動については、巡回連絡を通じて約10万6千人に対して実施しました。また、横断歩行者妨害の取締りについては、昨年、過去10年間平均の約4.2倍となる3,970件の違反者を検挙しました。

その結果、対策実施以降の信号機のない交差点における交通事故は、対策前と比較して約3割減少いたしました。

県警察では、今後も悲惨な交通事故を1件でも減少させるため、引き続き皆様との連携を図りつつ、これらの取組を更に加速させてまいります。

結びに、貴協会のますますの御発展と、会員の皆様の御多幸を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

# 交通安全功労等で栄えある受賞

交通栄誉章「緑十字金章・銀章」本県の受賞者は次のとおりです。心からお祝い申し上げます。（敬称略）

## 交通栄誉章緑十字金章



◆交通安全功労者  
ひたちなか市  
和田佐四郎



◆交通安全功労者  
石岡市  
山崎 博司



◆優良運転者  
東茨城郡大洗町  
松山 隆俊

## 交通栄誉章緑十字銀章

### 交通安全功労者

- 常陸太田市……橘 正成
- かすみがうら市……中村 孝史
- 神栖市……高島 義雄
- 石岡市……野口 実
- 牛久市……入江 偉人
- つくば市……横島 榮

- 結城市……山崎勝太郎
- 坂東市……風見 正一

### 優良運転者

- 東茨城郡城里町……加藤木勝三
- 久慈郡大子町……齋藤 徹
- 常陸大宮市……伊藤 卓朗
- 北茨城市……柿崎 史司
- 常陸太田市……久保木昭一
- 鹿嶋市……大川 新一

- 牛久市……入江 安彦
- 稲敷市……幕田 義晴

## 令和5年度

# 高齢者に対する史跡・名所巡りを兼ねた交通安全教室を実施しました

### 目的

高齢者を対象に、交通事故の要因を踏まえた交通事故安全教育等を推進するため、県内の史跡・名所巡りを兼ねて、参加した高齢者の交通安全意識の高揚及び事故防止を図る。

### 実施日

◆令和5年9月28日(木)

#### ひたちなか方面



◆令和5年10月11日(水)

#### 鹿嶋方面



◆令和5年10月25日(水)

#### 笠間方面



## 令和5年度 年末の交通事故防止県民運動を実施しました

期 間

令和5年12月1日(金)～12月15日(金)の15日間

運動の目的

年末は、例年夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発する傾向にあるほか、忘年会など飲酒する機会が増えることから、飲酒運転を原因とする交通事故の発生が懸念されるため、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

スローガン 暗い道 あなたを守る 反射材

運動の重点

- ①子供と高齢者の交通事故防止（特に横断歩行者の保護）
- ②夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- ③飲酒運転の根絶

令和5年12月1日(金)

水戸内原イオンキャンペーン



## 令和5年度 交通安全功労者表彰

開催日 令和5年10月31日(火)

開催場所 中央合同庁舎第8号館 講堂

筑西地区 市塚不二夫会長が令和5年度交通安全功労者表彰（個人の部）を受賞しました。

交通安全功労者表彰は交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績があった個人、団体、市区町村を交通対策本部長（内閣府特命担当大臣）が表彰しているものです。



## 二輪車安全運転指導員養成講習会及び資格審査会の実施

令和5年11月20日（月）二輪車安全運転指導員養成講習会及び資格審査会を実施しました。

この審査会は、茨城県においては、2年毎の開催となっており、県内外から16名が受講し、全員合格となりました。今後は、二輪車安全運転講習会等において活躍が期待されます。



運転適性検査



講義能力審査



基礎運転技術

## 各地区交通安全協会の活動の1コマ

# 交通安全協会はこんな活動を行っています

会員の皆さまの貴重な会費で充実した交通安全活動を展開しています。  
これからもご協力をお願いします。

### 那珂地区



令和5年度交通安全功労者・優良運転者表彰式を開催した。

### 日立地区



年末の交通事故防止県民運動期間中、「交通安全キャンペーン」を実施し、交通事故防止を呼びかけた。

### 大宮地区



常陸大宮市立大宮西小学校3・4年生を対象とした自転車安全教室を実施した。

### 高萩地区



北茨城市内において、交通少年団鼓笛隊によるパレードを実施し、交通安全と安全意識の高揚を図った。

### 太田地区



太田第一高等学校と常陸太田市梨部会等の協力のもと「事故なしキャンペーン」として梨を配布し交通事故防止を呼び掛けた。

### 鉾田地区



交通死亡事故発生現場付近の高齢者宅を重点的に戸別訪問を行い交通事故防止を呼び掛けた。

### 大子地区



スーパーマーケットにおいて交通安全キャンペーンを実施し、安全運転や交通事故防止を呼びかけた。

### 鹿嶋地区



鹿嶋市内国道交差点において12団体参加の街頭キャンペーンを実施した。

# TSマーク付帯保険の補償内容について

自転車は通勤、通学はもとより健康・レジャー等あらゆる用途で気軽に使われる中で、交通事故全体に占める自転車の事故の割合が多くなり、相手方から高額な損害賠償を請求される事案が多くなっています。

こうしたことから、自転車の安全点検の促進と被害者救済の充実を図り自転車安全整備制度をより一層有用なものとするため、自転車の点検整備及びTSマークの普及促進を図っております。

令和4年12月1日から「**緑色TSマーク**」の取扱いが開始されました。

自転車に緑色TSマークで **安全・安心!**

TSマークは点検・整備に付帯した自転車向け保険です

承継交渉サービス付き

プロの自転車整備士による点検・整備で安心

緑色TSマーク付帯保険

賠償責任補償(限度額) **最大1億円**

人身事故すべてが対象となりました

## 自転車に有効なTSマークが貼ってありますか?

一年に一度、自転車の点検・整備を受けましょう。

TSマークには、傷害補償と損害賠償補償が付いております。

有効期間は、自転車の点検日から一年間です。

TSマーク種別	第一種 TSマーク (青マーク)	第二種 TSマーク (赤マーク)	第三種 TSマーク (緑マーク)
傷害補償	○入院15日以上 (一律) <b>1万円</b> ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) <b>30万円</b>	○入院15日以上 (一律) <b>10万円</b> ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) <b>100万円</b>	○入院15日以上 (一律) <b>5万円</b> ○死亡・重度後遺障害(1~4級) (一律) <b>50万円</b>
賠償責任補償	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) <b>1,000万円</b>	○死亡・重度後遺障害(1~7級) (限度額) <b>1億円</b>	○死亡または傷害(すべての人身事故) *示談交渉サービス付き (限度額) <b>1億円</b>
被害者見舞金		○入院15日以上の傷害 (一律) <b>10万円</b>	

## みんなで守ろう 自転車安全利用5則

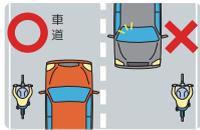
令和4年11月1日に自転車安全利用五則が改正され、新しくなりました

### ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



自転車は、道路の左端に寄って通行しなければなりません。



歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



### ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号遵守と交差点での一時停止・安全確認を行いましょう。



### ③ 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点灯しましょう。



### ④ 飲酒運転は禁止

自転車でも飲酒運転は禁止です。



### ⑤ ヘルメットを着用

自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。



印刷機はぶどうのしぼり機から始まりました。

交通安全協会「賛助会員」 当社は県内の交通事故防止活動を支援しています!!

株式会社 高野高速印刷

平須工場 (営業本部・製造本部) 〒310-0853 茨城県水戸市平須町1822-122 TEL 029-305-5588 FAX 029-305-5533



ハンドルキーパー 運動推進中

～飲酒運転の根絶～